新型コロナウイルス感染症を含む学校保健・学校安全について
～学校安全と危機管理について～

東京学芸大学
講師　荒川　雅子

Gakugei 東京学芸大学
Tokyo Gakugei University

本講座の流れ

1. 学校保健・学校安全の必要性
2. 学校保健について
   - 学校保健の目的
   - 学校保健の構造・学校保健計画
   - 保健教育
   - 保健管理（健康診断、健康観察、健康相談、救急処置など対人管理と学校環境衛生等の対物管理）
3. 新型コロナウイルス感染症への対応について
   - 疾病管理としての対応
4. 学校安全と危機管理について
   - 学校安全の意義と目的、法的根拠
   - 学校安全の構造と領域
   - 安全教育・安全管理・組織活動
   - 学校危機管理について

４．学校安全と危機管理について

学校安全の意義と目的

①意義

- ⅰ：発生の防止、被害の最小化
- ⅱ：安全を基盤とした教育活動の充実
- ⅲ：子供たちの安全に関する資質・能力の育成

②目的

- 「児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成すると共に、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること」

学校安全の法的根拠

【学校保健安全法】

- 26条：学校設置者の責務
- 27条：学校安全計画の策定
- 28条：問題があった場合、校長は遅滞なく改善を図るための必要な措置を講じること
- 29条：危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）
- 30条：保護者、地域との連携

【独立行政法人日本スポーツ振興センター法】

- 16条：災害共済給付及び免責の特約
- 17、18条：共済掛金

学校安全の構造

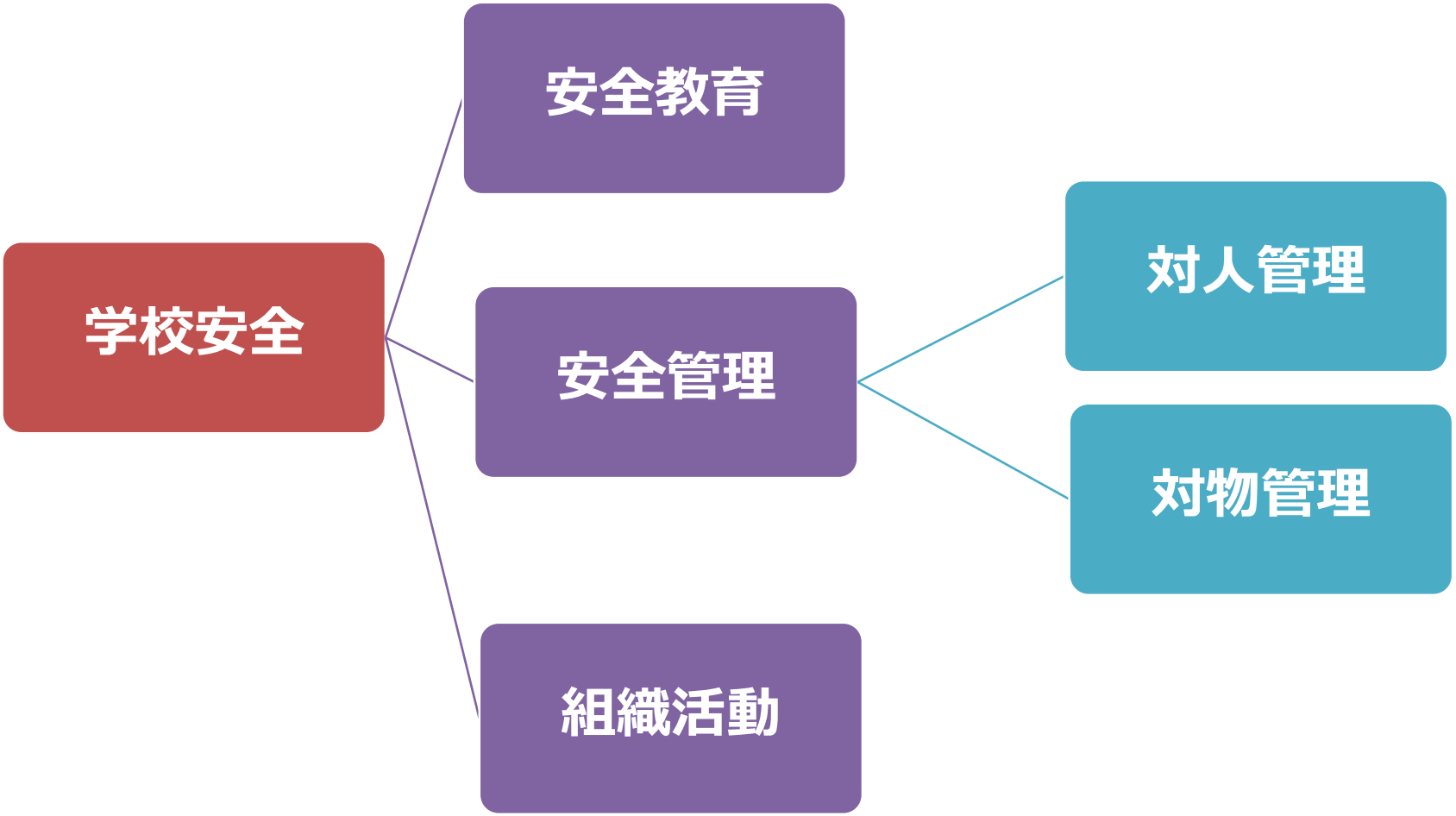

学校安全の領域の内容

生活安全

- 日常生活での事件事故災害
- スマートフォンやSNSの普及に伴うインターネットの利用による犯罪被害の防止と適切な利用の仕方

交通安全

- 交通事故

災害安全

- 火災、自然災害（地震、津波、火山、風水害）
- 原子力災害

安全教育の内容と育成する資質・能力

安全教育⇒学校の教育活動全体で実施　カリキュラム・マネジメントの確立

取り扱う内容

自他の生命尊重を基本とする

児童生徒の安全な行動に必要な態度や能力を育てるもの

育成する資質・能力

【知識・技能】

- 様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

【思考力・判断力・表現力】

- 自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収取し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身につけていること。

【学びに向かう力・人間性】

- 安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身につけていること。

安全教育の内容

①防災教育

- 【避難訓練】
  - 地震に対する訓練（いつ起こるかわからない設定、昼休みに起こる設定、校庭が地割れで使用できない設定）
  - 火災訓練（理科室・家庭科室）
  - 不審者対応訓練
  - 津波に対する訓練
  - 児童生徒引き渡し訓練等

②防犯教育

- 【けがの防止】
- 【防犯教育】
  - ロールプレイ
  - 安全マップ作り
- 【セーフティ教室】

③交通安全教育

- 【体育科・保健体育科の授業】
- 【交通安全教室】
  - 交通ルール、マナー
  - 交通事故の危険予測・回避
- 【自動車との接触事故について】
  - 加害者となる場合の事故
  - 自転車の事故について

東京学芸大学
Tokyo Gakugei University

安全管理：安全点検の種類及び実施回数

安全点検の種類	時期	対象
定期の安全点検	毎学期1回以上 （学校保健安全法施行規則28条の1）	児童生徒等が使用する施設整備及び防火に関する設備など
	毎月1回	運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、階段、便所、手洗い場、その他
臨時の安全点検	必要に応じて ・学校行事前後 ・自然災害が予想されるとき ・近隣で犯罪が発生したとき （学校保健安全法施行規則28条の2）	課題に応じて、点検項目を設定する
日常の安全点検	施設設備の点検、危険物の除去を日常的に実施する。 （学校保健安全法施行規則29条）	教育活動にかかわる様々な場所や設備備品等

学校安全：組織活動

校長	安全主任	全職員	教諭・養護教諭・（学校三師）	外部関係者
• 学校経営の中に学校安全を位置付け推進する。	• 学校安全計画、危機管理マニュアル策定	• 学校の施設設備の安全点検	• 安全教育	• 教職員への研修協力

【学校安全委員会（地域学校安全委員会）】

- 地域に根差した学校安全活動の推進
- 学校保健計画の立案

学校安全計画とは

学校安全計画の策定等（学校保健安全法 第２７条）

- 学校においては、**児童生徒等の安全の確保を図るため、**当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

学校安全計画…学校において必要とされる安全に関する具体的な実施計画

学校安全計画（例）

学校安全計画例（小学校）

※学級活動の欄　◎・・・１単位時間程度の指導　●・・・短い時間の指導

項目 ＼ 月			4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3
月の目標			通学路を正しく歩こう	安全に休み時間を過ごそう	梅雨時の安全な生活をしよう	自転車のきまりを守ろう	けがをしないように運動しよう	乗り物の乗り降りに気を付けよう	けがをしないように運動しよう	安全な冬の生活をしよう	災害から身を守ろう	道路標識を守ろう	安全な生活ができるようにしよう
道徳			規則尊重	生命の尊重	思いやり・親切	勤勉努力	明朗誠実	思いやり親切	家庭愛	勇気	勤勉努力	節度節制	愛校心
安全教育	安全学習	生活	・地域巡り時の交通安全 ・遊具の正しい使い方	・野外観察の交通安全 ・移植ベラ、スコップの使い方	・公園までの安全確認	・虫探し・お店探検時の交通安全	・はさみの使い方	・たけひご、つまようじ、きりの使い方	・郵便局見学時の安全	・はさみ、ステープラーの使い方	・はさみの使い方	・音遊びの安全な行い方	・移植ごての使い方
		理科	・野外観察の交通安全 ・アルコールランプ、虫めがね、移植ごての使い方	・カバーガラス、スライドガラス、フラスコの使い方	・スコップ、ナイフの使い方	・夜間観察の安全 ・試験管、ビーカーの使い方	・観察中の安全 ・フラスコ、ガラス管の使い方	・太陽観察時の注意	・ポリ袋、ゴム風船の使い方	・鏡、凸レンズ、ガラス器具の使い方	・スコップ、ナイフの使い方	・夜間観察の安全 ・試験管、ビーカーの使い方	・観察中の安全 ・フラスコ、ガラス管の使い方
		図工	・はさみ、カッター、ナイフ、絵の具、接着剤の安全な使い方	・写生場所の安全 ・コンパスの安全な使い方	・糸のこぎり、小刀、金槌、釘抜きの使い方	・木槌、ゴム、糸のこぎり、ニスの使い方	・作品の安全な操作	・彫刻刀の管理の仕方と使い方	・水性ニスの取扱い方	・竹ひご、細木の使い方	・糸のこぎり、小刀、金槌、釘抜きの使い方	・木槌、ゴム、糸のこぎり、ニスの使い方	・作品の安全な操作
		家庭	・針、はさみの使い方	・アイロンのかけ方	・食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装	・熱湯の安全な取扱い方	・ミシンの使い方	・油の安全な取扱い方	・食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装
		体育	・固定施設の使い方 ・運動する場の安全確認	・集団演技、行動時の安全	・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全		・鉄棒運動の安全	・用具操作の安全	・けがの防止（保健）	・ボール運動時の安全	・持久走時の安全	・跳躍運動時の安全	・器械運動時の安全
		総合的な学習の時間	「〇〇大好き～町たんけん」（3年）　「交通安全ポスターづくり」（4年）					「安全マップづくり」（5年）　「社会の一員として活動しよう」（６年）					
	安全指導（学級活動）	低学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な給食配膳 ●子ども１１０番の家の場所	●休み時間の約束 ◎防犯避難訓練への参加の仕方 ●遠足時の安全 ●運動時の約束	●雨天時の約束 ◎プールの約束 ●誘拐から身を守る	●真休みの約束 ◎自転車乗車時の約束 ●落雷の危険	◎校庭や屋上の使い方のきまり ●運動の時の約束	◎乗り物の安全な乗り降りの仕方 ●廊下の安全な歩行の仕方	◎誘拐防止教室 ●安全な登下校	●安全な服装 ◎冬休みの安全な過ごし方	◎「おかしも」の約束 ●危ないものを見つけたとき	◎身近な道路標識 ●暖房器具の安全な使用	●１年間の反省 ◎けがをしないために
		中学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な清掃活動 ●誘拐の起こる場所	●休み時間の安全 ◎防犯避難訓練への積極的な参加 ●遠足時の安全 ●運動時の約束 ◎防犯教室（３年生）	●雨天時の安全な過ごし方 ◎安全なプールの利用の仕方 ●防犯にかかわる人たち	●真休みの安全な過ごし方 ●自転車乗用時のきまり ●落雷の危険	◎校庭や屋上の使い方のきまり ●運動時の安全な服装	◎車内での安全な過ごし方 ●校庭・遊具の安全な遊び方	◎校庭や屋上の使い方のきまり ●安全な登下校	◎冬休みの安全な過ごし方 ●凍結路の安全な歩き方	●「おかしも」の約束 ◎安全な身支度	◎自転車に関係のある道路標識 ●暖房器具の安全な使用	●１年間の反省 ◎けがをしやすい時間と場所
		高学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な委員会活動 ◎交通事故から身を守る ◎身の回りの犯罪	●休み時間の事故とけが ◎防犯避難訓練の意義 ●交通機関利用時の安全 ●運動時の事故とけが	●雨天時の事故とけが ◎救急法と着衣泳 ●自分自身で身を守る ◎防犯教室（４、５、６年生）	●真休みの事故と防止策 ●自転車の点検と整備の仕方 ●落雷の危険	◎校庭や屋上で起こる事故の防止策 ●運動時の事故とけが	◎乗車時の事故とけが ●校庭・遊具の安全点検	◎校庭や屋上で起こる事故の防止策 ●安全な登下校	◎冬休み中の事故やけが ●凍結路の安全な歩き方	◎災害時の携行品 ●安全な身支度、衣服の調節	◎交通ルール ●暖房器具の安全な使用	●１年間の反省 ◎けがの種類と応急処置
		児童会活動等	・新１年生を迎える会 ・クラ活動・委員会活動開始			・児童集会				・児童集会			
		主な学校行事等	・入学式 ・健康診断 ・交通安全運動	・運動会・遠足 ・防犯避難訓練	・自然教室 ・プール開き		・防災引き取り訓練 ・交通安全運動 ・防災避難訓練（地震）	・地区別運動会 ・収穫祭と子ども祭り	・修学旅行 ・防災避難訓練（火災）			・学校安全集会	・卒業式
安全管理	対人管理		・安全な通学の仕方 ・固定施設遊具の安全な使い方	・安全のきまりの設定	・プールでの安全のきまりの確認 ・電車・バスの安全な待ち方及び乗車の仕方	・自転車乗車時のきまり、点検・整備 ・校舎内での安全な過ごし方	・校庭や屋上での安全な過ごし方	・校外学習時の道路の歩き方 ・電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	・安全な登下校	・凍結路や雪道の歩き方	・災害時の身の安全の守り方	・道路標識の種類と意味	・１年間の評価と反省
	対物管理		・通学路の安全確認 ・安全点検年間計画の確認（点検方法等研修含む）	・諸設備の点検及び整備	・学校環境の安全点検及び整備	・真夏休業前や真冬休業中の校舎内外の点検	・校庭や屋上など校舎外の整備	・駅・バス停周辺の安全確認	・通学路の確認	・校内危険箇所の点検	・防災用具の点検、整備	・学区内の安全施設の確認	・通学路の安全確認 ・安全点検の評価・反省
学校安全に関する組織活動（研修を含む）			・登下校時、春の交通安全運動期間の教職員・保護者の街頭指導 ・遊具等の安全点検方法に関する研修 ・通学路の状況と安全指導に関する研修	・校外における児童の安全行動把握、情報交換 ・熱中症予防に関する研修	・地域ぐるみの学校安全推進委員会 ・学区危険箇所点検 ・防犯に関する研修（緊急時の校内連絡体制マニュアルの点検） ・心肺蘇生法（ＡＥＤ）研修（ＰＴＡ含む）	・地域パトロール	・登下校時、秋の交通安全運動期間の教職員 ・保護者の街頭指導 地域パトロール ・防災に関する研修（訓練時）	・学校安全委員会（学校保健委員会）	・地域教育会議 ・防災に関する研修（訓練時）	・年末年始の交通安全運動の啓発 ・応急手当て（止血等）	・地域パトロール	・学校安全委員会（学校保健委員会）	・地域ぐるみの学校安全推進委員会 ・校内事故等発生状況と安全措置に関する研修

はぐくむ学校での安全教育（平成２２年３月　文部科学省）Ｐ１１６、１１７に掲載

【留意点】

- **安全教育と安全管理の内容を統合して、年間を見通した計画を立案する。**
- **実態を踏まえて作成する。**

東京学芸大学
Tokyo Gakugei University

学校危機管理の考え方とすすめ方

◆リスクマネジメント

- 事件事故の発生を未然に防ぐ

クライシスマネジメント

- 発生時に被害を最小限に食い止めること

◆ハード面

- 施設設備の充実

ソフト面

- 危機管理体制づくり
- 教育

危機管理マニュアルの作成

【ポイント】

- 各学校の実情に応じて想定される危険を明確にし、発生時にどう対処し、いかに児童生徒等の生命や身体を守るかについて検討
- 事前・発生時・事後の3段階の危機管理を想定してマニュアルを作成、安全管理と安全教育の両面から取組む
- 全教職員の役割分担の明確化、共通理解
- 家庭・地域・関係機関と連携し、児童生徒等の安全を確保する体制を整備する。協働して危機管理マニュアルの作成や避難訓練等を行う。
- 設置者は、必要な指導助言を行い、必要に応じてサポートする。

学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/__icsFiles/afieldfile/2018/12/04/1323513_01.pdf

東京学芸大学
Tokyo Gakugei University

学校事故対応

「学校事故対応に関する指針」による学校事故対応

- 重篤な事故発生時は速やかに学校設置者へ報告
- 被害児童生徒の保護者には速やかに正確な情報を伝える。
- できるだけ早く保護者説明会を開催する。

学校の設置者が必要と判断したケース

- 速やかに基本調査を実施、3日以内に聞き取り終了
- 専門家参画の調査委員会の設置
- 詳細調査で、再発防止策を検討

学校災害の責任と救済制度

（１）学校災害の責任

- 民事、刑事、行政上の責任
- 民事⇒民法または国家賠償法に基づく損害賠償責任
- 「注意義務違反」：結果予見義務違反、結果回避義務違反

（２）災害共済給付

- 日本スポーツ振興センターによる災害給付制度
- 災害の範囲災害報告書の作成⇒書類の作成からデータ入力へ
- 給付の申請：養護教諭
- 災害報告書のもととなる事故報告書の作成：担任等、その場の責任者

引用・参考文献

- 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/__icsFiles/afieldfile/2018/12/04/1323513_01.pdf